

別表 1

患者への影響度が大きく、確実に回避する手段が普及している事象

- | |
|--|
| <p>① 手術等の侵襲的手技^{*1}における患者、部位、手技又は人工物の取り違え</p> <p>② 手術等の侵襲的手技^{*1}における意図しない異物の体内遺残</p> <p>③ 薬剤又は栄養剤等の投与経路間違い
(経消化管/非経消化管投与の取り違え又は経静脈/髄腔内投与の取り違え)</p> <p>④ ハイアラート薬の過剰投与
(インスリンの予定量の10倍以上の投与、高濃度カリウム液の急速投与又は抗がん剤の過量投与)</p> <p>⑤ 既知のアレルギー又は禁忌薬剤等の投与^{*2}による死亡又は後遺障害</p> <p>⑥ 意図しない不適合な血液又は血液製剤/成分の輸血又は臓器の移植</p> <p>⑦ 放射線治療における照射線量の設定間違い、照射部位の間違い又は累積線量の誤認</p> <p>⑧ 栄養剤等の注入前に検出されなかった消化管チューブの気道への留置</p> <p>⑨ 気管切開チューブの迷入による死亡又は後遺障害</p> <p>⑩ 医療用ガスの取り違え、酸素投与が指示されている患者への無投与による死亡又は後遺障害</p> <p>⑪ 医療機器の誤使用又は故障による死亡又は後遺障害</p> <p>⑫ 重大な検査結果^{*3}の確認、伝達又はフォローアップの失敗による死亡又は後遺障害</p> |
|--|

※1 手術室以外で行われるものを含む。カテーテルや内視鏡を用いた検査・治療、中心静脈穿刺、その他の穿刺(末梢血管穿刺等の軽微なものを除く)を含む。

※2 アレルギー・禁忌情報を把握した上で、リスク・ベネフィットを医学的に判断して投与した場合を除く。

※3 検査結果には、検体検査・生理学的検査・画像検査・病理学的検査が含まれ、各検査のパニック値を重大な検査結果とする。

検体検査・生理学的検査のパニック値は、検査部が作成する「パニック値報告体制」に定める。

画像検査と病理学的検査のパニック値は以下のとおり定める。

- (1) 検査目的以外で偶発的に認められた異常所見
- (2) 緊急処置の検討が必要と考えられる所見

別表 2

患者への影響度が大きく、回避可能性は必ずしも高くない事象

- | |
|---|
| <p>① 手術等の侵襲的手技^{※1}における以下の事象：
術中中心停止
大量出血（緊急オーダーかつRBC-LRを10単位以上使用）
周辺臓器損傷^{※2}又は予定外の再手術</p> <p>② 硬膜外麻酔又は脊髄くも膜下麻酔に関連する血腫による死亡又は後遺障害</p> <p>③ 気道確保困難又は食道挿管による死亡又は後遺障害</p> <p>④ 鎮静による死亡又は後遺障害</p> <p>⑤ カテーテルによる検査又は治療における3Gy以上の高線量被曝</p> <p>⑥ 生体情報モニターのアラームへの対応に関連する死亡又は後遺障害</p> <p>⑦ 肺血栓塞栓症による死亡又は後遺障害</p> <p>⑧ 脳空気塞栓症</p> <p>⑨ 分娩に関連する母体の死亡又は後遺障害</p> <p>⑩ 入院中の患者の自殺又は自殺未遂</p> <p>⑪ 転倒・転落による死亡又は後遺障害</p> <p>⑫ ベッド柵による挟まりまたは拘束具の使用による死亡又は後遺障害</p> |
|---|

※1 手術室以外で行われるものを含む。カテーテルや内視鏡を用いた検査・治療、中心静脈穿刺、その他の穿刺（末梢血管穿刺等の軽微なものを除く）を含む。

※2 カテーテル治療における血管穿孔、消化管内視鏡における消化管穿孔を含む。